

土地取引の前に、届出を。

国土利用計画法による土地取引の届出制のご案内

① 国土利用計画法のねらい

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地の利用を確保するため、土地取引について届出制を設けています。この法律により、一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならないことになっています。

また、最近の急激な地価高騰に対処するため、知事は地価が急激に上昇している区域等を監視区域として指定し、届出の面積基準を引き下げることができることとなっています。

県では、黒埼町の市街化区域を監視区域として指定しております。

② 届出の必要な土地取引（平成6年2月1日現在）

一定面積以上の土地について 売買などの取引 をする場合は事前に届出が必要です。

(イ).市街化区域

300㎡以上

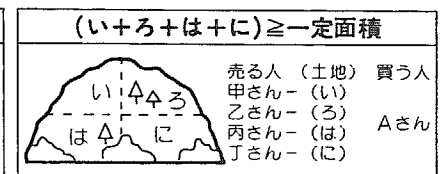
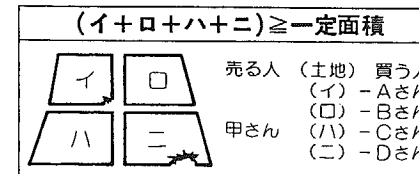
(ロ).(イ)を除く都市計画区域

5,000㎡以上

- 売買 ○交換 ○営業譲渡 ○譲渡担保
- 代物弁済 ○共有持分の譲渡 ○地上権、賃借権の設定、譲渡
- 予約完結権、買戻権等の譲渡

● 一団の土地取引

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は個々の取引それぞれについて届出が必要です。



③ 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに役場都市計画課に届け出て下さい。届出書は役場にありません。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不相当と認めるとき、さらに監視区域においては、一年以内の土地転売で投機的取引と認められるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知(不勧告通知)します。この通知を受け取れば契約ができることになります。

届出は契約の6週間前までにしましょう

④ 届出をしないと

- ① 法律で罰せられます。
届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ② 税法上の特典が受けられなくなることがあります。

※黒埼町における届出状況

平成5年1月1日から平成5年12月31日までの国土利用計画法にもとづく届出状況は、件数で32件、その面積81,802.79㎡となっており、昨年と比べると、件数、面積ともに減少傾向にあります。

【問い合わせ】 新潟県企画調整部土地利用対策課 審査係
TEL (285) 5511
黒埼町役場都市計画課 計画係
TEL (377) 3101

所得税の確定申告は 2月16日(水)から 3月15日(火)まで

平成6年度分の町県民税申告、国保税申告、平成5年分所得税の確定申告の受付が2月16日(水)から始まります。申告期限は3月15日(火)ですが、期限が間近になりますと大変混雑し、落ち着いて相談できなかつたり、長時間お待ちたせしてしまう場合があります。早めに申告しましょう。また、医療費控除を受けられる人は必ず領収書を持参のうえ、支払い総額を計算してきてください。

給与所得者で勤務先で年末調整をすませ、ほかに、所得のない人は申告しなくてもよいことになっていきます。ただし次のような人は確定申告してください。
①平成5年分の給与が1500万円を越える場合
②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を越える場合
③給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計が20万円を越える場合

町で計画した納税相談の日程は下記のとおりです。税務署から通知が届いている人は指定の日時においでください。
なお、役場事務室での納税相談は行いませんので、指定された日時においでください。

納 税 相 談 日 程												
日	2月21日(月)	2月22日(火)	2月23日(水)	2月24日(木)	2月25日(金)	2月28日(月)	3月1日(火)	3月2日(水)	3月3日(木)	3月4日(金)	3月7日(日)	
時	午前9時～午後4時											
会場	黒埼町役場議場					板井公民館		木場農村集落協同利用施設		黒島公民館	農村環境改善センター	
対象自治会	新中	学通	金野	卷野	小島	平原	山田	立山	寺地	板井	木場	黒島
	中	通	野	野	島	原	田	山	地	井	川	島
	二	町	(1~4)	野	北	新	(1~4)	善	中	(1~4)	前	(1~5)
	五	区	速	野	北	田	山	善	中	木	木	立
	仲	区	方	野	北	田	山	善	中	木	木	立
	七	区	原	野	北	田	山	善	中	木	木	立
	八	区	大	野	北	田	山	善	中	木	木	立
	新	区	明	野	北	田	山	善	中	木	木	立
	栄	区		野	北	田	山	善	中	木	木	立
		区		野	北	田	山	善	中	木	木	立
		区		野	北	田	山	善	中	木	木	立
		区		野	北	田	山	善	中	木	木	立
		区		野	北	田	山	善	中	木	木	立
		区		野	北	田	山	善	中	木	木	立
		区		野	北	田	山	善	中	木	木	立

税務署の出張納税相談

2月17日(木)	農村環境改善センター	所得税	時間 午前10時～午後4時 ※指定された日時においで下さい。
2月18日(金)			

平成6年度 交通災害共済会員募集！！

新潟県交通災害共済黒埼町事務所

年会費500円 → 共済見舞金最高120万円

交通災害共済加入のお勧め

この交通災害共済は、会員の皆様が交通災害により死傷を受けた場合に共済見舞金、葬祭費及び死亡弔慰金を支給する事業として、組合を構成する県内112の市町村が共同で運営しています。現在加入している方は、平成6年3月31日で期間満了となりますので、更新の手続きをお勧めします。また、交通災害共済にご加入されていない方は、ぜひこの機会に加入して万一の事故に備えてください。

加入できる方は

加入申込みのときに、組合市町村の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている方又は外国人登録原票に登録されている方及びこれらの方と生計を一にしている組合市町村の区域外への出稼者及び学校等に在学している方です。

共済期間は

共済期間は平成6年4月1日から平成7年3月31日までの1年間です。途中で加入される場合は、加入申込みの翌日から平成7年3月31日までです。

申し込みは

2月下旬に自治会を通して、皆さんの家庭に申込書要綱を配布しますので、それにしたがって申し込み下さい。 〇総務課交通対策係